

第1回臨時会

(会期：令和6年1月26日)

議決した案件

議案の内訳

●予算案…1件 (●全会一致可決…1件)

〈議案第1号〉

令和5年度東広島市一般会計 補正予算(第8号)を可決しました

住民税均等割のみが課税されている世帯を対象とした世帯当たり10万円の給付金と、低所得の子育て世帯を対象とした子ども一人当たり5万円の給付金の支給などに要する経費として、総額に6億8903万9千円を追加し、補正後の総額を1012億4739万7千円とする令和5年度東広島市一般会計補正予算(第8号)を可決しました。

委員会での主な質疑

Q 前回支給対象となった非課税世帯と今回対象となる住民税均等割のみが課税されている世帯を合わせると、本市の何割程度の世帯が対象となるのか。

A 27%程度である。

Q これまでの給付金の支給対象世帯以外にも、生活が苦しい世帯はあると感じている。今後、給付金の支給対象を広げていく可能性はあるのか。

A 今回、国の給付金の措置の中で緊急を要するもののみを計上している。今後、国が減税措置等を予定してお

り、それに合わせた支援策を実施する予定である。

Q 前回の定例会において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として国から示されたものとして、残金が3億1500万円提示されているとの説明を受けたが、今回の補正予算はこれに含まれるものか。

A 今回歳入として計上した交付金は、その際に説明した3億1500万円とは別に示されたものであり、給付金以外にも、物価高騰の影響を受けている市民や事業者に対する支援策を現在検討しているところである。

議案書、提出議案説明書など、本会議資料は、右のQRコードからご覧いただけます。

